

## 災害救助法の概要

### 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

### 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる。

### 3 救助の種類

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 避難所の設置      | ② 応急仮設住宅の供与   |
| ③ 炊き出し・食品の給与  | ④ 飲料水の供給      |
| ⑤ 生活必需品の給与・貸与 | ⑥ 医療及び助産      |
| ⑦ 被災者の救出      | ⑧ 被災した住宅の応急修理 |
| ⑨ 学用品の給与      | ⑩ 埋葬          |
| ⑪ 死体の搜索・処理    | ⑫ 障害物の除去      |

►なお、京都府においては、救助の迅速性、的確性を確保するため、法適用時には、①、③～⑫の内容の救助の実施に関する事務を市町村長（京都市を除く）に委任。  
※②応急仮設住宅供与、⑨学用品の給与（市町村立学校を除く）については、府が実施。

### 4 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（災害救助法令第1条第1項第1号～第3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（災害救助法令第1条第1項第4号）

### 5 救助の程度、方法及び期間

#### (1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定める。

#### (2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

### 6 経費の支弁

救助に要する費用は、都道府県の災害救助基金から支弁。  
(国庫負担割合は額に応じて1/2～9/10)

►救助実施市である京都市は、救助の実施主体として自らの事務で実施。